山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務

プロポーザル審査委員会設置要綱

（目的）

第１条　山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を、厳正かつ公正に決定するため、山形市屋外スケート場整備基本構想策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

　（１）　企画提案書等の審査評価に関すること。

　（２）　受託候補者の決定に関すること。

　（３）　その他必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

　（１）　スポーツ課長

　（２）　企画調整課長

　（３）　道路整備課長

　（４）　建築課長

　（５）　文化スポーツ施設整備室長

２　委員会に委員長を置き、スポーツ課長をもって充てる。

３　委員が審査委員会に出席出来ない場合は、代理人を補充することができる。

（委員長の職務等）

第４条　委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

２　委員長に事故があるときは、委員長はあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

２　会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

（意見の聴取等）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、文化スポーツ部文化スポーツ施設整備室において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

　附則

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

２　この要綱は、第２条に規定する委員会の所掌事務が終了したときに、その効力を失う。